

公益信託 ミネベアミツミ 東日本大震災孤児育英基金

2020 年度 就学援助対象者募集要項

<p>1. 就学援助対象者の資格</p> <p>* 右記の事項すべてに該当する者</p>	<p>(1) 東日本大震災によって孤児となった児童・生徒 (死別または離別によってひとり親世帯であった児童・生徒において、同震災によってその保護者である親が死亡または行方不明となった場合を含む)</p> <p>(2) 現在、小学校または中学校(それらに相当する学校等を含む)に在籍する児童・生徒(学年を問いません)</p> <p>注) 他の援助金等を受給されていても結構です。</p>
<p>2. 就学援助金の額</p>	<p style="text-align: center;">毎年 10 万円 (返還の必要はありません)</p>
<p>3. 給付時期・方法</p>	<p>(1) 給付時期: 毎年4月に給付します。 ただし、初回は7月に給付します。</p> <p>(2) 給付方法: 就学援助金申請書に記載の銀行等の口座に振込みます。 ただし、原則として児童・生徒の本人名義の口座とします。</p>
<p>4. 給付期間</p>	<p>受給者が中学校を卒業するまでの間とします。 (ただし、想定し得ない事情により信託財産が不足するに至った場合は、事前にご連絡のうえ給付を終了することがあります)</p>
<p>5. 選出受給者数の制限</p>	<p>原則として、在籍する小学校または中学校より推薦された上記の資格を満たす全ての申請者に給付します。</p>
<p>6. 申請手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍する小学校または中学校を経由して「就学援助金申請書」を受託者に提出してください。 (審査に必要と判断した場合、追加書類の提出を依頼することがあります。) ・ 受付期間: 2020年4月1日～2020年4月30日(当日の消印有効) ・ 申請書は下記照会先記載のURLからダウンロードしてください(お電話でのご請求も承ります)。 なお、申請書は返却いたしませんのでご了承ください。 ・ 申請書類の提出先: 下記提出先あてに郵送してください。
<p>7. 受給者の審査・決定及び通知</p>	<p>(1) 選考方法: 各校より提出された就学援助金申請書を運営委員会に付議し、その審査と勧告に基づき給付を決定します。</p> <p>(2) 決定通知: 2020年7月頃に、決定事項を在籍する学校を通じて申請者に通知します。</p>
<p>8. 近況報告書の提出</p>	<p>受給者は、中学校を卒業するまでの間、毎年、在籍する小学校または中学校を経由して、近況報告書を受託者に提出しなければなりません。</p>
<p>9. その他</p>	<p>受給者は、今年度改めてご応募いただく必要はございません。</p>

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ
ミネベアミツミ 東日本大震災孤児育英基金 申請口

TEL 03-5232-8910(受付: 平日 9時～17時) FAX 03-5232-8919

申請書掲載 URL <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/management/public/example/list.html>